



2020年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト・ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 Global CEO 本田 謙
 (コード番号：6094 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役 CFO 永井 秀輔
 (TEL 03-6721-1740)

**第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、
 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
 第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに資金の借入に関するお知らせ**

当社は、2020年6月19日付で、取締役会において、Ⅰ. 株式会社SBI証券（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による、株式会社フリークアウト・ホールディングス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）、株式会社フリークアウト・ホールディングス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第3回新株予約権付社債」といいます。）、第2回新株予約権付社債とあわせて、個別に又は総称して、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第10回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第10回新株予約権」又は「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行をあわせて「本第三者割当」と総称します。）及び割当予定先との間で第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結すること、並びに、Ⅱ. 株式会社SBI証券から資金の借入れを行うこと（以下「本借入れ」といいます。）を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

記

I 本第三者割当について

1. 募集の概要

<第2回新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2020年7月6日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面50,000,000円につき51,000,000円 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,117,734株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は951円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における交付株式数は1,577,287株です。
(5) 調達資金の額	1,530,000,000円
(6) 転換価額	当初転換価額：1株あたり1,342円 なお、別紙1の発行要項第12項第(7)号④に記載のとおり、転換価額は2022年7月6日に1回のみ修正されることがあります。但し、上方修正される場合の修正後の転換価額は修正日の直前に有効な転換価額を上限とし、下方修正される場合の修正後の転換価額は951円を下限とします。

(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	株式会社 SBI 証券
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2023年7月6日
(10) 償還価額	額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ・2023年6月4日以降に、割当予定先との事前の同意に基づき、本新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマンドトリ一条項が付されております。 ・当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において規定される事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。

<第3回新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2020年7月6日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	957,854 株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は 1,119 円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における交付株式数は 1,340,482 株です。
(5) 調達資金の額	1,500,000,000 円
(6) 転換価額	当初転換価額：1株あたり 1,566 円 なお、別紙2の発行要項第12項第(7)号④に記載のとおり、転換価額は2023年1月6日に1回のみ修正されることがあります。但し、上方修正される場合の修正後の転換価額は修正日の直前に有効な転換価額を上限とし、下方修正される場合の修正後の転換価額は 1,119 円を下限とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	株式会社 SBI 証券
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2023年7月6日
(10) 償還価額	額面 50,000,000 円につき 50,000,000 円
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ・2023年6月4日以降に、割当予定先との事前の同意に基づき、本新株予約権付社債を取得することができるソフトマンドトリ一条項が付されております。 ・当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において規定される事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。 ・本第三者割当契約において、別紙2の発行要項第12項第(4)号に定めにかかわらず、第3回新株予約権付社債の発行後当初2年間は、原則として、当社の同意なく転換しない旨の制限を付すことについて割当予定先と合意する予定です。 ・当社は割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、第3回新株予約権付社債について、その発行から2年後に残存する第3回新株予約権付社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円に金 4 円の手数料を加えた金額で割当予

定先より買い取ることができる旨を合意する予定です。

【第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債に付されるソフトマンドトリー条項について】

本新株予約権付社債には、下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与され、当社は、割当予定先との事前の同意に基づき、当該権利を行使することができる旨を合意する予定です。かかる権利を行使する場合、当社は、2023年3月6日以降2023年4月6日までに、一定期間前までの事前通知を行ったうえで、(i) 通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる40連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii) 本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAPの95%を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

・1株当たり平均VWAP：当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる40連続取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

<第10回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2020年7月6日
(2) 新株予約権の総数	9,714個
(3) 発行価額	総額3,118,194円
(4) 当該発行による潜在株式数	971,400株 本新株予約権については、下記(6)に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額(下記(6)をご参照ください。)においても、潜在株式数は971,400株です。
(5) 調達資金の額	1,090,114,794円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 1,119円 別紙3の発行要項第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が784円(以下「下限行使価額」といい、別紙3の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券
(9) その他	<ul style="list-style-type: none"> 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。 <ul style="list-style-type: none"> 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 また、本第三者割当契約の規定により、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会による承認を要します。

(注) 調達資金の額は、第10回新株予約権の払込金額の総額及び第10回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第10回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は創業以来、「人に人らしい仕事を。」をコーポレートビジョンとして掲げ、グループの技術資産であるデータ解析基盤、機械学習エンジンをベースとしたプロダクトを、国内広告を中心に、海外広告、Fin Tech などの各産業に対して提供しているホールディングスカンパニーです。さらに、2020年9月期からは、当社内に投資事業部門を設立するとともに、グローバル展開のポテンシャルを有する製品/ソリューションを開発する IT ベンチャー企業を対象とする投資ファンド「FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合」を組成し、未上場のベンチャー企業を対象に純投資を行っております。そのような中、当社の財務基盤を健全な状態に保ちつつ、今後この投資事業をさらに拡張していくためには、外部の投資家からのより一層の資金調達が重要な課題となっております。それと同時に、当社は、2017年10月発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（45億円）の償還の期限を2020年10月5日に迎えており、当社は当該償還の原資を調達する必要性がありました。具体的には、当社の2020年9月期第2四半期末決算における連結貸借対照表上、現預金として約54億円が計上されておりますが、当社グループ全体の運転資金を除くと、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還原資に充当可能な資金は当社の2019年9月期有価証券報告書における当社単体の貸借対照表上の現預金約11億円のうち一部に相当する金額しか存在しないため、当該償還資金の原資を外部から調達する必要性がございました。また、同四半期末における自己資本比率は21.7%となっておりますが、よりレバレッジを利かせた借入調達を可能とするため、短期的に当該比率を25%の水準まで引き上げる必要性がありました。

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還の原資の調達に関する検討を2020年初頭から開始していましたが、その過程において、間接金融に加えて、直接金融も視野に入れて各証券会社・投資銀行・投資ファンドとの議論を重ねてまいりました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達できるという点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

今後、当社は、上記目的に沿って今回の調達資金につきまして、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還等に充当する予定です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

当社はこの度、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債並びに第10回新株予約権の発行と、本借入れを組み合わせた本スキームによる資金調達方法を採用いたしました。各手法の概要は下記のとおりとなりますが、本スキームは当社の中長期的な財務戦略の観点において一体のものであり、具体的には、各手法による資金調達の蓋然性、当社のバランスシートに与える影響、資金調達のタイミングの観点から、当社の資本政策上、一貫性を有しているものと考えております。

<第2回新株予約権付社債>

第2回新株予約権付社債は、本発行決議日の前取引日の時価を上回る1,342円を当初転換価額としており、この当初転換価額は払込期日から2年間固定されています。これによって、払込期日から2年間は転換による新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の希薄化を抑える一方で、将来の株価上昇時における転換による株主資本増強を通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しております。加えて、ゼロ金利にて発行されるため、2020年10月に償還期限を迎える第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を低コストで調達することが可能です。

また、第2回新株予約権付社債には、2023年6月4日以降に、割当予定先との事前の同意に基づき、第2回新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマンドトリー条項が付されており、当初の資金調達の実現に加え、将来の資本増強も期待できる商品性となっております。

また、第2回新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備及び費用の効率化を実現しております。

なお、第2回新株予約権付社債については、転換価額が払込期日の2年後に1回のみ下方修正される可能性が存在し、かつ、かかる修正にあたっては上限転換価額が設定されているため、これにより、発行後、株価が上昇した場合であっても希薄化抑制のメリットは得られない一方で、株価が下落した場合には、現状対比で低い株価で希薄化が発生することになります。もっとも、①本スキームに関しては、割当予定先としても許容できるリスクに限度があること、②将来の資本増強のためには新株予約権付社債の転換を促進する必要があること、③当初転換価額は転換価額の修正にあたって上限転換価額となる可能性も踏まえて本有価証券届出書提出日の直前営業日である2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として20%のプレミアムを付した金額と設定されていること、④下限修正価額が2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の85%に相当する金額に設定されていること等を踏まえると、上限転換価額の設定を含む本スキームとすることも合理的と判断いたしました。

<第3回新株予約権付社債>

本スキームにおいて発行される第3回新株予約権付社債は以下の特徴を有しています。

① 償還期日前の任意買取

当社は、本第三者割当契約において、第3回新株予約権付社債についてのみ、当社の選択により、2022年7月6日（発行から2年後）に、各社債につき額面金額に200万円の手数料を加えた金額で買い取ること（以下「期限前買取」といいます。）ができる旨を合意する予定です。これは、今後の負債を活用しての資金調達を想定した場合に、第2回新株予約権付社債については自己資本比率向上の観点から将来における転換が望ましい一方で、第3回新株予約権付社債については将来において希薄化抑止又は自己資本比率向上かいずれを重視すべきか当社が政策的に判断できる余地を残すための設計としているものです。

② 償還期日前日の買取義務

当社は、本第三者割当契約において、第3回新株予約権付社債についてのみ、2023年7月5日（償還期日の前日）に、各社債につき額面金額に300万円の手数料を加えた金額で買い取れることを合意する予定です。

③ 転換期間の制限

別紙2の発行要項第12項第（4）号の定めにかかわらず、2022年7月6日までの間は、原則として、当社の同意なく転換しない旨の制限を付すことについて割当予定先と合意する予定です。但し、当該転換制限については、2022年7月7日の到来前であっても、①2021年9月期第1四半期以降、当社の連結の四半期損益計算書に記載される営業損益が3四半期会計期間連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本第三者割当契約に定める前提条件が第3回新株予約権付社債の払込金額の総額の払込み時点において満たされていなかったことが判明した場合又は④当社が本第三者割当契約上の義務又は表明・保証に違反した場合には、割当予定先が第3回新株予約権付社債を転換することができる旨合意する予定です。

第3回新株予約権付社債は、ゼロ金利にて発行されるため、2020年10月に償還期限を迎える第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を低コストで調達することが可能です。また、本発行決議日の前取引日の時価を上回る1,566円を当初転換価額とすることに加えて、上記のとおり、当社の選択による期限前買取や転換可能期間の制限によって、極力、1株当たり利益の希薄化を抑える仕組みとなっております。

さらに、第2回新株予約権付社債と同様に、第3回新株予約権付社債にも、2023年6月4日以降に、割当予定先との事前の同意に基づき、第3回新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマダトリー条項が付されており、当初の資金調達の実現に加え、将来の資本増強も期待できる商品性となっております。

さらに、第3回新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備及び費用の効率化を実現しております。

なお、第3回新株予約権付社債については、第2回新株予約権付社債と同様に転換価額の修正条項が付されており、これにより、転換価額が払込期日の2年6か月後に1回のみ下方修正される可能性が存在し、かつ、かかる修正にあたっては上限転換価額が設定されているため、これにより、発行後、株価が上昇した場合であっても希薄化抑制のメリットは得られない一方で、株価が下落した場合には、現状対比で低い株価で希薄化が発生することになります。もっとも、①本スキームに関しては、割当予定先としても許容できるリスクに限度があること、②期限前買取が行えない場合には、将来の資本増強のために新株予約権付社債の転換を促進する必要があること、③当初転換価額は転換価額の修正にあたって上限転換価額となる可能性も踏まえて本有価証券届出書提出日の直前営業日である2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として40%のプレミアムを付した金額と設定されていること、④下限修正価額が2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に設定されていること等を踏まえると、上限転換価額の設定を含む本スキームとすることも合理的と判断いたしました。

<第10回新株予約権>

本スキームにおいて発行される第10回新株予約権は、以下の特徴を有しています。

① 行使価額修正条項

第10回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることか

ら資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、新株予約権者による第10回新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。

② 割当予定先による第10回新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、第10回新株予約権1個当たりの払込金額にて第10回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する第10回新株予約権の全部を第10回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

③ 当社による第10回新株予約権の取得

当社は、第10回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第10回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第10回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第10回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下本③において「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第10回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第10回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第10回新株予約権の全部を取得するものとします。

さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第10回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第10回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第10回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、第10回新株予約権の行使期間の末日に、第10回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第10回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第10回新株予約権の全部を取得するものとします。

④ 第10回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の売却方針

第10回新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社普通株式につき、割当予定先から、原則として、機関投資家へのブロックトレード等での取引を中心に売却する意向である旨を口頭で報告を受けております。割当予定先がかかる売却方針を有していることから、第10回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の売却による当社普通株式の株価への影響は一定程度低減されることが期待できるものと考えております。

<割当予定先からの借入れ>

当社は、2020年6月19日付の当社取締役会において、割当予定先より金1,000百万円を借入れることを決議しております（借入実行日：2020年7月7日、返済期限：2021年7月6日、満期一括返済、年利1.0%）。本借入れによって調達する資金は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当します。

本借入れについて、当社は、割当予定先との間で、当社が保有する株式会社インティメート・マージャー（代表：代表取締役社長：築島 亮次、本店の所在地：東京都港区六本木三丁目5番27号）の普通株式の一部である1,100,000株に係る質権設定予約契約を締結する予定であり、割当予定先が予約完結権を行使した場合、本借入れに基づく貸付債権を被担保債権とする質権が設定される予定です。

このように株式担保を付した借入れとすることにより、無担保の条件で調達する場合に求められる金利よりも大幅に有利な金利水準での資金調達が可能となっております。

なお、本借入れの返済に要する資金は、第10回新株予約権の行使によって得られる資金を充当する予定です。割当予定先からの借入れと割当予定先への新株予約権の割当てを組み合わせることにより、MSCBの発行と比較すると当社普通株式の希釈化への懸念を緩和できるとともに、新株予約権のみの発行

の場合の懸念点となる資金調達の不確実性を一定程度解消することができると考えております。

本スキームの検討に際しては、今後の中長期的な有利子負債調達余地を確保しつつも、希薄化が当社株式価値に与えるインパクト、ディスカウントによる株価下落の影響を可能な限り排除することにより、既存株主の保護をいかに図るか、また同時に当社企業価値向上に必要なタイミングでの資金調達・資本増強をいかに効率的に、かつ確実に達成するかという観点からの検討を重ねてまいりました。

今回本スキームの採用に至った理由について、当社として特に強調しておくべきと考えております事項は以下のとおりとなります。

① 第2回新株予約権付社債の発行に際しては、当社が必要とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を、発行と同時に満額かつゼロ金利で調達することを企図いたしました。また、当初転換価額は、本有価証券届出書提出日の直前営業日である2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として20%のプレミアムを付した金額である1,342円であり、当社株価の水準・ボラティリティ、市場スプレッドを含む市場動向や第2回新株予約権付社債のその他の内容等を勘案して決定しました。

② 第3回新株予約権付社債の発行に際しては、当社が必要とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を、発行と同時に満額かつゼロ金利で調達することを企図いたしました。また、発行後2年間は原則として転換が制限されており、発行から2年後に、当社の選択により、期限前買取りが可能となっております。当初転換価額は、本有価証券届出書提出日の直前営業日である2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として40%のプレミアムを付した金額である1,566円であり、当社株価の水準・ボラティリティ、市場スプレッドを含む市場動向や第3回新株予約権付社債のその他の内容等を勘案して決定しました。

③ 第10回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、新株予約権者による第10回新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、割当予定先からの借入れを同時に行い、新株予約権の行使による調達資金を当該借入の返済に充当することにより、新株予約権のみの発行の場合の懸念点となる資金調達の不確実性を一定程度解消することができると考えております。

<第2回新株予約権付社債>

本スキームにおいて発行金額が大きい第2回新株予約権付社債の発行に際しては、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、第2回新株予約権付社債の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

① 第2回新株予約権付社債の発行以外に、資金調達手段を複数検討しましたが、以下の理由から、選択肢から除外しました。

(ア) 公募増資

第2回新株予約権付社債の発行による調達金額相当額を、公募増資等による普通株式の発行により一度に調達する場合、当社の株主資本の現時点での状況等を踏まえると、株式価値の希薄化及び株価への影響がより直接的に生じることとなり、当該発行が既存株主の利益に悪影響を与えるおそれがあると考えられるため、選択肢として適切ではないと判断しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行等により経済状況が大きく混乱している中で、公募増資による普通株式の発行により必要な規模の資金を調達するのは困難であると判断しました。

(イ) 普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、第2回新株予約権付社債と比べて金利コストが高くなります。また、本スキームを検討するにあたっては資本増強も重視しており、かかる目的のため第2回新株予約権付社債には、割当予定先との事前の同意に基づき、第2回新株予約権付社債を取得することができる、ソフトマダトリー条項が付されております。普通社債や銀行借入れでは当該目的は達成し得ないことから、今回の資金調達においては最適ではないと判断しました。

② 第2回新株予約権付社債の発行は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、一時的な1株当たり利益の希薄化を抑えながら、将来における転換に伴う株主資本増強も期待できること、及び、当社が必要とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を低コストで調達することが可能であることから、第2回新株予約権付社債による資

金調達が発現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(i) メリット

(ア) 金利コストの低減

第2回新株予約権付社債は、ゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

(イ) 現状の株価対比で高い水準の転換価額

既存株主への配慮のため、(a)転換価額が現状の株価対比で高い水準に設定され、発行後の1株当たり利益の潜在的な希薄化を抑制する効果が期待できること、(b)上記「1. 募集の概要<第2回新株予約権付社債発行の概要>(6) 転換価額」に記載のとおり、転換価額が払込期日の2年後に1回のみ下方修正される可能性は存在するものの、下方修正される場合の修正後の転換価額は当該修正日に先立つ一定期間の平均株価に設定され、かつ、下限修正価額も、2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の85%に相当する金額に設定されていることから、希薄化抑制にかかる証券設計に関する様々な工夫がなされています。

(ウ) マーケティング期間中の株価インパクトの回避

第2回新株予約権付社債は第三者割当により発行することから、公表前に条件決定を完了することができ、国内において転換社債を公募する場合には一般に必要なマーケティング期間中の株価下落リスクを回避し、結果として、潜在株式数の変動リスクを回避することが可能となります。また、マーケティング期間中の株価インパクトによる既存株主持分の価値棄損を回避することも可能となります。

(ii) デメリット

(ア) 一時的な負債比率上昇

発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。

(イ) リファイナンス対応が必要となる可能性

株価が転換価額を下回る水準で推移した場合で、かつ当社がソフトマダトリー条項を行使しない場合には、満期に額面での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

(ウ) 修正後転換価額での転換・ソフトマダトリー条項行使の可能性

転換価額が払込期日の2年後に1回のみ下方修正される可能性が存在し、かつ、かかる修正にあたっては上限転換価額が設定されているため、株価が当初転換価額を下回る水準で推移した場合には、現状対比で低い転換価額での転換が行われる場合や、割当予定先との事前の同意に基づき、当社がソフトマダトリー条項を行使した場合にも、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

③ 新株予約権付社債を他の発行形態により発行する場合との比較において以下の要素を勘案しました。

(ア) 国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定されるため、選択肢から除外しました。

(イ) ユーロ市場での新株予約権付社債の公募発行は、現在の市場環境下では十分な需要が必ずしも見込めないこと、英文目論見書等の作成を要し、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうことから、選択肢から除外しました。

上記の発行形態との対比で、第三者割当による第2回新株予約権付社債の発行は、現在の市場環境下では十分な需要が見込め、また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いことから、発行形態として最適であると判断しました。

<第3回新株予約権付社債>

本スキームにおいて発行金額が大きい第3回新株予約権付社債の発行に際しては、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、第3回新株予約権付社債の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

① 第3回新株予約権付社債の発行以外に、資金調達手段を複数検討しましたが、以下の理由から、選択肢から除外しました。

(ア) 公募増資

第3回新株予約権付社債の発行による調達金額相当額を、公募増資等による普通株式の発行により一度に調達する場合、当社の株主資本の現時点での状況等を踏まえると、株式価値の希薄化及び株価への影響がより直接的に生じることとなり、当該発行が既存株主の利益に悪影響を与えるおそれがあると考えられるため、選択肢として適切ではないと判断しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行等により経済状況が大きく混乱している中で、公募増資による普通株式の発行により必要な規模の資金を調達するのは困難であると判断しました。

(イ) 普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、第3回新株予約権付社債と比べて金利コストが高くなることから、今回の資金調達においては最適ではないと判断しました。

② 第3回新株予約権付社債の発行は、①に記載した他の調達手段との比較において、以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、将来の金利上昇リスクを回避するとともに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金を低コストで調達することが可能であることから、第3回新株予約権付社債による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(i) メリット

(ア) 金利コストの低減

第3回新株予約権付社債は、ゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

(イ) 転換の抑制

既存株主への配慮のため、2022年7月6日までの間は、原則として、当社の同意なく転換しない旨の制限を付すことについて割当予定先と合意する予定であり、かつ、当社の選択により、発行から2年後に、期限前買取りが可能となっており、希薄化をなくすることが可能となる設計となっております。加えて、(a)当初転換価額が現状の株価対比で高い水準に設定されていることから、第3回新株予約権付社債が普通株式に転換される場合にも、発行後の1株当たり利益の潜在的な希薄化を抑制する効果が期待できること、(b)上記「1. 募集の概要<第3回新株予約権付社債発行の概要>(6) 転換価額」に記載のとおり、転換価額が払込期日の2年6か月後に1回のみ下方修正される可能性は存在するものの、下方修正される場合の修正後の転換価額は当該修正日に先立つ一定期間の平均株価に設定され、かつ、下限修正価額も、2020年6月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に設定されていることから、希薄化抑制にかかる証券設計に関する様々な工夫がなされています。

(ウ) マーケティング期間中の株価インパクトの回避

第3回新株予約権付社債は第三者割当により発行することから、公表前に条件決定を完了することができ、国内において転換社債を公募する場合には一般に必要なマーケティング期間中の株価下落リスクを回避し、結果として、潜在株式数の変動リスクを回避することが可能となります。また、マーケティング期間中の株価インパクトによる既存株主持分の価値棄損を回避することも可能となります。

(ii) デメリット

(ア) 一時的な負債比率上昇

発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。

(イ) 期限前買取りが実施できない可能性

転換価額が払込期日の2年6か月後に1回のみ下方修正される可能性が存在し、かつ、かかる修正にあたっては上限転換価額が設定されていることから、当社の財務状況等により、期限前買取りが実施できない場合には、既存株主は株価上昇によるメリットを受けられない可能性があり、また、株価が当初転換価額を下回る水準で推移した場合には、割当予定先との事前の同意に基づき、当社がソフトマダトリ一条項を行使した場合には、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

③ 新株予約権付社債を他の発行形態により発行する場合との比較において以下の要素を勘案しました。
(ア) 国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定されるため、選択肢から除外しました。

(イ) ユーロ市場での新株予約権付社債の公募発行は、現在の市場環境下では十分な需要が必ずしも見込めないこと、英文目論見書等の作成を要し、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうことから、選択肢から除外しました。

上記の発行形態との対比で、第3回新株予約権付社債の発行は、現在の市場環境下では十分な需要が見込め、また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いことから、発行形態として最適であると判断しました。

<第10回新株予約権>

本スキームにおける第10回新株予約権は、本借入れの返済に要する当社の資金需要に対応する目的で設定されたものであり、当社はこれについて、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、第10回新株予約権の第三者割当による発行が、以下の理由から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

① 当該目的達成の観点から、第10回新株予約権の実施以外に下記資金調達手段を複数検討しましたが、以下の理由から、選択肢から除外しました。

(ア) 公募増資

公募増資等による普通株式の発行は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を損なうおそれがあることに加え、足元の資金需要については第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付

社債の発行で賄う方針とすることから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

(イ) 普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、負債性調達であることから当社が中長期的に課題としている資本増強も達成できないため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

(ウ) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 第 10 回新株予約権には以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、既存株主の利益への配慮と資金使途との適合性、上記の目的を総合的に加味して、第 10 回新株予約権による資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(i) メリット

(ア) 最大交付株式数の限定

第 10 回新株予約権の目的である当社普通株式数は 971,400 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

(イ) 行使停止条項

当社は本第三者割当契約において、当社の裁量により、第 10 回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができることを合意する予定です。

当社は、停止指定を通じて第 10 回新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

当社は、上記の停止指定の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨を適時開示いたします。

(ウ) 取得条項

将来的に第 10 回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する第 10 回新株予約権を別紙 3 の発行要項第 14 項第(1)号に定める取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

(ii) デメリット

(ア) 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。

(イ) 株価低迷時に、権利行使がされない可能性

第 10 回新株予約権については、株価が長期的に下限行使価額（784 円）を下回る状況等では権利行使がされず、新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。

(ウ) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、株価及び出来高の状況等により、第 10 回新株予約権の行使により得た株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本件調達金額の総額（注 1）	4,120 百万円
第 2 回新株予約権付社債発行に係る調達金額	1,530 百万円

第3回新株予約権付社債発行に係る調達金額	1,500 百万円
第10回新株予約権発行に係る調達資金（注2）	1,090 百万円
第10回新株予約権の発行価額の総額	3 百万円
第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,087 百万円
② 発行諸費用の概算額（注3）	99 百万円
③ 差引手取概算額	4,021 百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
2. 第10回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第10回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、価額算定費用、財務代理人費用等の合計額であり、本第三者割当による資金調達、本借入れ及びそれに付随する資本政策に関して、割当予定先より総合的にアドバイスを受けるために、割当予定先と2020年6月に締結したアドバイザー業務契約（以下「本アドバイザー契約」といいます。）に基づくアドバイザー報酬80百万円（消費税別）（以下「本アドバイザー報酬」といいます。）を含みます。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
① 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還	3,033 百万円	2020年10月
② 割当予定先からの借入れの返済	988 百万円	2021年7月

① 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還

当社は、2017年10月発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（4,500百万円）の償還の期限を2020年10月5日に迎えることから、第2回新株予約権付社債の発行による手取金（1,530百万円）、第3回新株予約権付社債の発行による手取金（1,500百万円）、並びに、第10回新株予約権の払込金額の総額（3百万円）の合計3,033百万円を、かかる第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当します。

なお、当社は、2017年10月の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により調達した4,500百万円を原資として、システム化が進んでいない広告領域以外の産業分野に、当社のデータ解析基盤、機械学習エンジンをベースとしたプロダクトを提供していく、「パーティカルクラウド」構想を進めてまいりました。具体的には①「パーティカルクラウド」構想を実現するための、新領域における事業拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡充資金として、平成30年1月31日付で開示した「ヘイ株式会社及び株式会社カムとの包括的資本・業務提携に関するお知らせ」のとおり、主にバンドルカードを運営する株式会社カムへの優先株式の引受による出資及びGardia株式会社への貸付等に3,000百万円、②DSP（注）事業の体制拡充のための投資（人件費・システム投資費用等）に480百万円（注：DSPとは広告主や広告代理店が、広告主の利益を最大化するために効率的にインターネット広告の買い付けをし、配信するプラットフォームです。）、③金融機関からの借入金の返済に1,500百万円をそれぞれ充当しました。上記①及び②の結果、流通小売関連分野（Retail Tech）はDSP事業の主力事業の一つとなっております。

①の株式会社カムへの優先株式による出資については、2017年までに当社が株式会社カムにマイノリティ出資する関係のもとで成長性を検証していたところ、2017年9月期末の段階で当該検証が相応程度に完了し、当社としてFin Tech事業を株式会社カムが運営するバンドルカードを中心に成長させるとの目的の元で進めてきたものです。また、その検証結果に基づき、当社は2017年10月に株式会社カムへの追加出資の意思決定を行い、それらを踏まえて2018年1月31日付で開示した「ヘイ株式会社及び株式会社カムとの包括的資本・業務提携に関するお知らせ」のとおり、当社と株式会社カムとは包括的な資本・業務提携関係を構築し、より一層関係を深めるべく、成長度を検証しながら、以下のとおり段階的な出資を行ってまいりました。（株式会社カムにおいて当該出資額については、主にシステム構築費用・広告宣伝を中心としたマーケティング費用に充当しております。）

2018年9月期：8億円
2019年9月期：15億円
2020年9月期：5億円

また、Gardia 株式会社は、株式会社カムが運営するバンドルカードのペイメント機能を担っておりますが、そのための運転資金として総額 3 億円の貸付を実行いたしました（なお、同社については 2019 年 12 月 16 日付の「子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」にて開示のとおり、2019 年 12 月に伊藤忠商事株式会社に売却が完了しております）。

なお、当該優先株式による出資及び融資については、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債による調達時の資金使途である、①「パーティカルクラウド」構想を実現するための、「新領域における事業拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡充資金」との関係において、その本旨に沿った支出であり、定義の射程に、以下が含まれます。

- イ) 当社自身は事業を行わないホールディングスカンパニーであるため、グループ会社を通じたシステム投資、マーケティング費用は当該定義に含まれると判断しております。この点、優先株出資先である株式会社カムでは、優先株出資による資金をシステム開発やマーケティング費用のために支出しています。（なお、株式会社カムとの資本関係については、優先株を普通株に転換することなどにより、当社の子会社に異動させることが可能な関係となっております）。
- ロ) Gardia 株式会社への融資については、株式会社カムの事業を成長させるための運転資金として行ったものであり、運転資金も事業拡充に不可欠な資金ですので、当該資金についても「事業拡充資金」に含まれます。

(割当予定先からの借入れについて)

また、当社は、2020 年 6 月 19 日付の当社取締役会において、割当予定先より金 1,000 百万円を借入れることを決議しております（借入実行日：2020 年 7 月 7 日、返済期限：2021 年 7 月 6 日、満期一括弁済、年利 1.0%）。本借入れによって調達する資金は、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当します。

本借入れについて、当社は、割当予定先との間で、当社が保有する株式会社インティメート・マーチャーズ普通株式 1,100,000 株に係る質権設定予約契約を締結する予定であり、割当予定先が予約完結権を行使した場合、本借入れに基づく貸付債権を被担保債権とする質権が設定される予定です。

② 割当予定先からの借入れの返済

第 10 回新株予約権が行使された場合に出資される財産の価額から発行諸費用（99 百万円）を控除した金額（988 百万円）については、2021 年 7 月 6 日に返済期限を迎える本借入れの返済に充当する予定です。

なお、株価が第 10 回新株予約権の下限行使価額（784 円）を下回る状況等により、本借入れの返済期限までに第 10 回新株予約権の全部又は一部の行使が進まない場合には、当社は金融機関若しくは資本市場からの資金調達（以下「追加借入れ」といいます。）又は手元資金により本借入れの返済を行う予定です。本借入れの返済期限後に第 10 回新株予約権の全部又は一部の行使がなされた場合で、当社が追加借入れを実施したときには、かかる行使により調達される金額を追加借入れの返済に充当する可能性があります。

なお、当社が本借入れの返済を行えない場合、当社が保有する株式会社インティメート・マーチャーズ普通株式に関する質権が実行され、その結果、同社の株価によっては当社連結グループから外れる可能性があります。

また、2021 年 7 月 6 日の本借入れに係る返済期限までに第 10 回新株予約権が行使されなかった場合において、当社が本借入れの返済を手元資金で行ったときには、当社はかかる本借入れに係る返済期限の後に第 10 回新株予約権の全部又は一部が行使されることによって調達されることとなる金額は、当社の成長をより一層加速するための、将来の M&A や資本・業務提携のための投資に充当する予定です。

当社は、広告/非広告の領域においてグローバルに事業を行っておりますが、今後さらなる成長の機会を確保するため、具体的には、国内においては流通・小売関連技術（Retail Tech）、金融関連技術（Fin Tech）等の X Tech 領域で、海外においては、主に広告関連事業で、M&A や資本・業務提携を検討してまいります。なお、現時点において具体的に計画されている案件はございませんが、今後案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

なお、そのような場合で、かかる企業価値の向上に資する M&A や資本・業務提携といった投資機会が実現しないときには、資金使途の見直しを行い、調達資金の一部又は全部を、継続的な事業成長を目的として、下記 A) 乃至 C) に充当する可能性があります。資金使途の見直しを行い、実際に、調達した資金を下記に記載される使途に充当することを決定した場合には、決定時期に応じて、公表いたします。

- A) システム開発・運営のためのエンジニア等の人材採用・育成等に係る費用
- B) システム開発・運営のための設備投資資金
- C) 事業の成長に伴う増加運転資金

上記に記載の A) 及び B) の資金使途は、M&A 及び資本・業務提携によって獲得を見込んでいた付加価値の高いサービスを生み出すことのできる人材、事業基盤を拡大するためのシステム開発・運営であり、いずれも M&A や資本・業務提携による当社の事業成長を代替する観点から必要な投資であると考えております。また、上記に記載の資金使途に充当する場合においても、M&A 及び資本・業務提携の場合と同様に、本新株予約権の行使時点における当社企業価値の段階に応じ、当社の企業規模にあった金額を充当する予定です。

当社は、広告業界のみならず他業界においても、データ解析基盤、機械学習エンジンをベースとしたプロダクトの提供を推進しております。顧客のニーズに対応する実装速度や新しい技術・事業モデルへ対応する上で、優秀なエンジニアの確保、社内エンジニアの技術向上が不可欠であると考えております。そのため、熾烈化するエンジニア人材の獲得競争に対応し、より競争力の高いエンジニアを育成するために必要な費用として、調達資金の一部を充当する可能性があります。また、当社の事業基盤を拡大する上で、データ解析、処理のためのシステム開発・運営は必要不可欠な投資であり、今後は特に流通・小売関連技術 (Retail Tech)、金融関連技術 (Fin Tech) 等の X Tech 領域におけるシステム投資が必要であると考えております。そのため、拡大する事業領域を支えるためのシステムを構築する必要として、調達資金の一部を充当する可能性があります。加えて、上記 C) に記載のとおり、今後の当社事業の成長に伴い必要となる増加運転資金に調達資金の一部を充当する可能性があります。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による手取金の一部の使途として、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載したとおり、発行済の当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還に充てることとしているところ、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式の数は 1,193,310 個であり、かかる償還により、直ちに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換が行われることによって生じる希薄化を避けることができます。また、当社は、本日、本件スキームによる資金調達に加えて、役員向けストックオプションとして発行した第 7 回新株予約権の一部 (目的となる株式数合計 450,000 株) を新株予約権者から取得の上で消却することを決定しており、これにより当該新株予約権の行使によって生じる希薄化を避けることができます。加えて、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載したとおり、第 10 回新株予約権の行使によって調達する資金は、割当予定先からの本借入れの返済に充当する予定であり、本借入れによって調達する資金は、2020 年 10 月に償還期限を迎える第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当します。この第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行によって調達した資金は、「バーティカルクラウド」構想を実現するための、新領域における事業拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡充資金及び DSP 事業の体制拡充のための投資に充当しておりますが、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行によりそのリファイナンスを行うことで、今後の当社の収益の増大に寄与することが期待されます。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 第 2 回新株予約権付社債

当社は、第 2 回新株予約権付社債の発行条件の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者算定機関 (株式会社赤坂国際会計、代表者: 黒崎 知岳、住所: 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号、以下「赤坂国際会計」といいます。) に第 2 回新株予約権付社債の価格の評価を依頼しました。赤坂国際会計は、第 2 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて第 2 回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第 2 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境 (当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利子率、クレジットスプレッド、当社株式の流動性等)、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提 (転換価額の水準、ソフトマダトリー条項及び下方修正条項等の諸条項並びに株価水準においては本新株予約権付社債の割当予定先により本新株予約権が行使されることを含みます。) を置き、第 2 回新株予約権付社債

の評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計による算定結果（各社債の金額 100 円につき 99.0 円から 103.2 円）に基づき、本アドバイザー報酬を踏まえてもなお本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権の公正な価値が概ね見合っていることを確認した上で、第 2 回新株予約権付社債の発行条件及び払込金額（各社債の金額 100 円につき金 102 円）を決定しており、本アドバイザー報酬を踏まえてもなお第 2 回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

② 第 3 回新株予約権付社債

当社は、第 3 回新株予約権付社債の発行条件の決定に際して、公正性を期すため、赤坂国際会計に第 3 回新株予約権付社債の価格の評価を依頼しました。赤坂国際会計は、第 3 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて第 3 回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第 3 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境（当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利子率、クレジットスプレッド、当社株式の流動性等）、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（転換価額の水準、期限前買取りの実施及びソフトマンドトリ一条項等の諸条項並びに株価水準においては本新株予約権付社債の割当予定先により本新株予約権が行使されることを含みます。）を置き、第 3 回新株予約権付社債の評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計による算定結果（各社債の金額 100 円につき 96.8 円から 101.5 円）に基づき、本アドバイザー報酬を踏まえてもなお本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と第 3 回新株予約権付社債に付された新株予約権の公正な価値が概ね見合っていることを確認した上で、第 3 回新株予約権付社債の発行条件及び払込金額（各社債の金額 100 円につき金 100 円）を決定しており、本アドバイザー報酬を踏まえてもなお第 3 回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

③ 第 10 回新株予約権

当社は、第 10 回新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第 10 回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて第 10 回新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利子率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないことを含みます。）を設定しております。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ 311 円～321 円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第 10 回新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額レンジの上限と同額の 321 円とし、第 10 回新株予約権の行使価額は当初、1,119 円としました。

なお、上記①乃至③の赤坂国際会計による評価にあたっては、当社普通株式の株価が第 2 回新株予約権付社債の転換価額を上回る状況においては、割当予定先は経済合理性に基づき、より転換価額・行使価額が低いものから転換・行使を進めることが想定されるため、転換価額・行使価額が低い転換社債・新株予約権から転換・行使が実施されることを前提として評価を実施しており、結果として株価上昇局面においては本新株予約権の行使に優先して第 2 回新株予約権付社債の転換が実施されることが前提とされています。

第 10 回新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジの上限と同額とされているため、第 10 回新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、本アドバイザー報酬を踏まえてもなお適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、第 10 回新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割

当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2回新株予約権付社債が当初転換価額1,342円により全て転換された場合に交付される株式数(1,117,734株)、第3回新株予約権付社債が当初転換価額1,566円により全て転換された場合に交付される株式数(957,854株)及び第10回新株予約権が当初行使価額1,119円により全て行使された場合に交付される株式数(971,400株)を合算した総株式数は3,046,988株(議決権数30,469個)であり、希薄化率(2020年6月19日現在の当社の発行済株式総数である15,910,700株(総議決権数157,645個)を分母とする。以下同じ。)は19.15%(議決権における割合は、総議決権数の19.33%)に相当します。なお、第2回新株予約権付社債については、転換価額の修正が行われる場合における下限修正価額が、951円に設定されておりますが、951円を転換価額として第2回新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は1,577,287株です。また、第3回新株予約権付社債については、転換価額の修正が行われる場合における下限修正価額が、1,119円に設定されておりますが、1,119円を転換価額として第3回新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は1,340,482株です。また、第10回新株予約権については、行使価額の修正が行われる場合における下限行使価額が、784円に設定されておりますが、784円を行使価額として第10回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は971,400株です。かかる株数を合算した総株式数は3,889,169株(議決権数38,891個)であり、希薄化率は24.44%(議決権における割合は、総議決権数の24.67%)に相当します。

しかしながら、(i) 今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による手取金の一部の用途として、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載したとおり、発行済の当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還に充てることとして、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式の数は1,193,310個であり、かかる償還により、直ちに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換が行われることによって生じる希薄化を避けることができます。また、(ii) 当社は、本日、本件スキームによる資金調達に加えて、役員向けストックオプションとして発行した第7回新株予約権の一部(目的となる株式数合計450,000株)を新株予約権者から取得の上で消却することを決定しており、これにより当該新株予約権の行使によって生じる希薄化を避けることができます。加えて、(iii) 本件スキームによる資金調達により、割当予定先との関係が強化され、割当予定先と当社と共同でのベンチャー企業投資等の可能性といった、当社の投資事業の中長期的な発展に寄与することも期待できるものと考えております。以上から、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数2,917,769株を行使期間である約3年間にわたって売却し、かつ、本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数971,400株を行使期間である約1年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約8,100株であり、調達する資金の支出予定期間である12ヶ月間にわたって売却とした場合の1取引日当たりの平均数量は約16,200株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高101,620株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社 SBI 証券
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	48,323 百万円 (2019 年 12 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	1944 年 3 月 30 日
(7) 発行済株式数	3,469,559 株 (2019 年 12 月 31 日現在)
(8) 決算期	3 月 31 日
(9) 従業員数	793 名 (2019 年 3 月 31 日時点)

(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービス株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は、2020年3月31日現在、当社の普通株式を371,900株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社は、割当予定先と2020年7月6日に金銭消費貸借契約を締結し10億円の借入を行う予定です。また、当社は、本第三者割当による資金調達、本借入れ及びそれに付随する資本政策に関して、割当予定先より総合的にアドバイスを受けるために、割当予定先と本アドバイザー契約を締結し、同契約に基づき、本アドバイザー報酬80百万円(消費税別)を支払う予定です。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年3月期 (連結)	2019年3月期 (連結)	2020年3月期 (連結)
連結純資産	214,568	191,200	216,516
連結総資産	3,031,600	3,241,293	3,357,613
1株当たり連結純資産(円)	61,308.64	54,403.71	62,204.62
連結営業収益	116,716	122,537	124,466
連結営業利益	53,570	55,349	42,126
連結経常利益	53,798	55,404	42,622
親会社株主に帰属する当期純利益	36,812	37,865	27,976
1株当たり当期純利益(円)	10,610.26	10,913.73	8,063.44
1株当たり配当金(円)	4,323.32	17,869.71	—

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2019年6月27日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、当該相談の内容を含め、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種

のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が可能であることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認とする旨が定められる予定です。当社は、当該取締役会の承認をする場合には、その前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。また、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。また、割当予定先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。さらに、第10回新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社普通株式につき、原則として、機関投資家へのブロックトレード等での取引を中心に売却する意向である旨を口頭で報告を受けております。

さらに、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

加えて、割当予定先は、当社との間で、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使により当社の普通株式を取得した場合、当該株式に係る議決権を行使しない旨を合意する予定です。

また、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本第三者割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券の発行を行わないことを合意する予定です。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本第三者割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2019年6月27日付で関東財務局長宛に提出した2019年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表及び2020年2月13日付で関東財務局長宛に提出した2020年3月期第3四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認するとともに、割当予定先からは、2020年6月18日に、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前 (2020年3月31日現在)		
氏名	持株数	持株比率 (%)
本田 謙	4,755,700	29.89
伊藤忠商事株式会社	2,835,700	17.82

ドイツ証券株式会社	965,786	6.07
YJ1号投資事業組合	570,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	530,000	3.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	469,500	2.95
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	411,600	2.58
株式会社SBI証券	371,900	2.33
海老根 智仁	336,100	2.11
THE BANK OF NEW YORK 133652	216,500	1.36

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2020年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基準として記載しております。
2. 今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換又は行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の償還日はそれぞれ2023年7月6日、第10回新株予約権の行使期間は2020年7月7日から2022年7月6日までとなっております。今後、割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
3. 本新株予約権付社債及び本新株予約権発行後の割当予定先によるそれらの転換又は行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、募集後の株主名、持株数及び持株比率は表示していません。
4. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当の当社の2020年9月期の通期業績への影響に与える影響は軽微であり、2020年9月期の業績見通しにつきましては、2019年11月14日に公表いたしました通期連結業績予想から変更はありません。なお、本第三者割当は、当社の財務体質を改善するものであり、中長期的には当社における事業の安定的な成長及び株式価値の向上に資するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
連結売上高	12,019	14,745	21,710
連結営業利益又は 連結営業損失(△)	602	△533	△1,270
連結経常利益又は 連結経常損失(△)	1,209	308	△1,497
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	842	26	△3,513
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△) (円)	64.12	1.94	△233.50
1株当たり配当金 (円)	-	-	-
1株当たり連結純資産 (円)	309.99	319.12	280.12

現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年6月19日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,910,700 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	2,544,410 株	15.99%

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数、株式会社フリークアウト・ホールディングス 120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に係る潜在株式数並びに第8回及び第9回新株予約権に係る潜在株式数の合計です。

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
始 値	3,065 円	4,020 円	1,873 円
高 値	4,760 円	4,350 円	2,548 円
安 値	2,081 円	1,369 円	1,174 円
終 値	3,965 円	1,873 円	1,482 円

② 最近6か月間の状況

	2020年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	1,465 円	1,179 円	1,225 円	733 円	971 円	1,254 円
高 値	1,480 円	1,835 円	1,409 円	1,038 円	1,399 円	1,312 円
安 値	1,171 円	1,143 円	706 円	715 円	940 円	1,079 円
終 値	1,209 円	1,225 円	726 円	999 円	1,221 円	1,119 円

(注) 2020年6月の状況につきましては、2020年6月18日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2020年6月18日現在
始 値	1,160 円
高 値	1,166 円
安 値	1,094 円
終 値	1,119 円

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2017年10月3日
調 達 資 金 の 額	500,256,000 円
発 行 価 額	1株当たり 3,474 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	13,156,400 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	144,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	13,300,400 株
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 「パーティカルクラウド」構想を実現するための、新領域における事業拡大・新規参入のためのシステム投資等、事業拡充資金（3,000百万円） ② DSP（注）事業の体制拡充のための投資（人件費・システム投資費用等）（480百万円）

	③ 金融機関からの借入金の返済 (1,500百万円)
発行時における 支出予定時期	① 2017年10月～2020年9月 ② 2017年10月～2020年9月 ③ 2017年10月～2018年9月
現時点における 充 当 状 況	①乃至③について、当初の予定どおり充当しました。

(注) DSP とは広告主や広告代理店が、広告主の利益を最大化するために効率的にインターネット広告の
買い付けをし、配信するプラットフォームです。

・第三者割当による新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2017年10月3日
調 達 資 金 の 額	4,500,000,000円
転 換 価 額	4,765円 (2020年6月19日現在転換価額 3,771.0円)
募集時における 発行済株式数	13,156,400株
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
当該募集による 潜在株式数	944,370株
現時点における 転 換 状 況 (行 使 状 況)	転換済株式数 (行使済株式数) : 0株 (2020年6月19日現在残高 4,500,000,000円)
発行時における 当初の資金使途	上記「・ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式の発行」と同じ
発行時における 支出予定時期	上記「・ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式の発行」と同じ
現時点における 充 当 状 況	上記「・ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式の発行」と同じ

・第三者割当による新株予約権の発行

割 当 日	2017年10月3日
発行新株予約権数	第8回新株予約権 3,200個 第9回新株予約権 2,800個
発 行 価 額	総額2,081,200円 (第8回新株予約権1個当たり443円、第9回新株予約権1個当 たり237円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,146,081,200円
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における 発行済株式数	13,156,400株
当該募集による 潜在株式数	第8回新株予約権の当初の行使価額(6,300円)における潜在株式数 320,000株 第9回新株予約権の当初の行使価額(7,600円)における潜在株式数 280,000株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数: 0株 (2020年6月19日現在残高 600,000株)

	本第三者割当による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額の調整はありません。
現時点における調達資金の額	2,081,200円
発行時における当初の資金使途	M&A及び資本・業務提携等に係る費用(4,144百万円)
現時点における充当状況	現時点における調達資金は、当初の予定どおり充当しております。

・伊藤忠商事株式会社に対する第三者割当による新株式の発行

払込期日	2019年1月9日
調達資金の額	3,793,932,800円
発行価額	1株当たり1,472円
募集時における発行済株式数	13,320,900株
当該募集による発行株式数	2,577,400株
募集後における発行済株式総数	15,898,300株
割当先	伊藤忠商事株式会社
発行時における当初の資金使途	① M&Aに伴う株式(持分)の取得資金の全部(3,695百万円) ② 金融機関からの借入金の一部返済(79百万円)
発行時における支出予定時期	① 2019年1月 ② 2019年1月～2019年9月
現時点における充当状況	①及び②について、当初の予定どおり充当しました。

II 本借入れについて

1. 借入れの理由

上記「I 本第三者割当について 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当するための借入れを行います。

2. 借入れの概要

(1) 金額	1,000,000,000円
(2) 借入金利率	年利1.0%
(3) 契約予定日	2020年7月6日
(4) 借入予定日	2020年7月7日
(5) 担保の有無	当社は、借入先との間で、借入契約と同日付で、当社が保有する株式会社インティメート・マージャー普通株式1,100,000株に係る質権設定予約契約を締結する予定であり、割当予定先が予約完結権を行使した場合、本借入れに基づく貸付債権を被担保債権とする質権が設定される予定です。
(6) 最終返済期日	2021年7月6日
(7) 借入先	株式会社SBI証券

3. 今後の見通し

本借入れの当社の2020年9月期の通期業績への影響に与える影響は軽微であり、2020年9月期の業績

見通しにつきましては、2019年11月14日に公表いたしました通期連結業績予想から変更はありません。

株式会社フリークアウト・ホールディングス
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称

株式会社フリークアウト・ホールディングス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金15億円

3. 各社債の金額

金5,000万円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第22項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 社債の利率

本社債には利息を付さない。

6. 社債の払込金額

各社債の金額100円につき金102円

7. 社債の償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は第11項第(3)号乃至第(5)号に定める金額とする。

8. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2023年7月6日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。

(2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 組織再編行為による繰上償還

- ① 組織再編行為（本号④に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)第12項第(22)号に従って承継新株予約権（同号に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認若しくは決定の日（以下「承認日」という。）

までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑤に定義する。）の普通株式が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本のいずれかの金融商品取引所に上場されることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②及び③に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。
- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日（同日を含む。）から2023年7月5日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。本③、本項第(4)号②及び本項第(5)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日を行い、当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が発表されない日を含まない。
- ④ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に取り受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。
- ⑤ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。
- (イ)合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社
- ⑥当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) 上場廃止等による繰上償還
- ① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における

上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日(同日を含む。)から2023年7月5日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
 - ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 当社が本号に定める償還義務と本項第(3)号又は本項第(5)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(3)号又は本項第(5)号に従って償還されるものとする。
- (5) スクイーズアウトによる繰上償還
- ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。但し、当該効力発生日が当該公告の日から30日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は、償還日が当該効力発生日よりも前の日になることを確保するために必要な限度で繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト償還金額」という。)で繰上償還する。
 - ② スクイーズアウト償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該スクイーズアウト事由に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数

第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日(同日を含む。)から2023年7月5日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

- (6) 本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (7) 当社が本項第(3)号乃至第(5)号の規定のいずれかに基づく繰上償還の公告又は第12項第(6)号に基づく取得通知(同号に定義する。)を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の公告又は取得通知を行うことはできない(但し、当社普通株式が取得期日(同号に定義する。)において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)。また、当社が本項第(3)号若しくは本項第(5)号に基づき繰上償還の公告を行う義務が発生した場合又は本項第(4)号①(イ)乃至(ニ)に規定される事由が発生した場合には、以後第12項第(6)号に基づく取得通知を行うことはできない。
- (8) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(第21項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は第12項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

12. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年7月7日から2023年7月4日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- ② 振替機関が必要であると認めた日。
- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第11項第(3)号乃至第(5)号に定めるところにより、2023年7月5日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- ⑤ 本項第(6)号に定めるところにより、当社が本新株予約権付社債を取得する場合には、取得期

日の14日前の日から取得期日までの期間。

- ⑥ 第17項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。

(6) 本新株予約権付社債の取得

当社は、2023年3月6日以降2023年4月6日まで、本新株予約権者に対して、取得期日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を取得する旨を公告（以下「取得通知」という。）することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。但し、取得通知の日以降取得期日までに債務不履行事由が生じた場合、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、当社は本社債について期限の利益を喪失する。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。

当社による本号に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から90日以上120日以内の日で、かつ2023年6月4日以降2023年7月5日までの日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる40連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）の95%を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる40連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該40連続取引日中に本項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

- ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。但し、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。）は、当初、1,342円とする。但し、転換価額は本号④に定めるところにより修正され、また本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。

- ④ 転換価額は、2022年7月6日（以下「修正日」という。）に、当該修正日に先立つ20連続取引日における株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の95%（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）に修正される。但し、修正日価額が当該修正日の直前に有効な転換価額（以下「上限転換価額」という。なお、当該金額は、当初の転換価額が本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されない限り、当初の転換価額となり、かかる調整がなされる場合には調整後の転換価額となる。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、951円（以下「下限転換価額」といい、本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。本④において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加

重平均価格が発表されない日を含まない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

既発行株式数+交付株式数

- (10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集（但し、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に報酬として当社普通株式を割り当てる場合を除く。）をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、当社若しくはその関係会社の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2020年6月19日開催の取締役会の決議に基づく第10回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を除く。）。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、

調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金5,000万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ① 「特別配当」とは、2023年7月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金5,000万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(10)号④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株

式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(10)号又は第(15)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (15) 当社は、本項第(10)号及び第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (16) 本項第(7)号④に定めるところにより転換価額の修正を行うとき、又は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、修正後又は調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を公告する。但し、適用開始日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) ① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (21) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第11項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号④に準じた修正及び本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

⑦ 承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

⑧ 承継新株予約権の取得条項

承継会社等は、承継新株予約権を本項第(6)号と同様に取得することができる。

⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（但し、本新株予約権付社債と同時に発行する第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を含む。）に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。

- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

15. 担保付社債への切替

- (1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第14項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第14項又は第15項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第14項は適用されない。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第14項又は第15項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第12項第(7)号④若しくは第(9)号乃至第(16)号、第15項第(2)号又は第18項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じたとき。

18. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 申込期間
2020年7月6日
21. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）
2020年7月6日
22. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
23. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
24. 財務代理人
本社債の財務代理人は株式会社みずほ銀行とする。
財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。
財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。
25. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
26. 募集方法
第三者割当の方法により、株式会社SBI証券に全額を割り当てる。
27. 申込取扱場所
株式会社フリークアウト・ホールディングス Administration Division
東京都港区六本木六丁目3番1号
28. 上場申請の有無
なし
29. その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長本田謙に一任する。
30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社フリークアウト・ホールディングス
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称

株式会社フリークアウト・ホールディングス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金15億円

3. 各社債の金額

金5,000万円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第22項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 社債の利率

本社債には利息を付さない。

6. 社債の払込金額

各社債の金額100円につき金100円

7. 社債の償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は第11項第(3)号乃至第(5)号に定める金額とする。

8. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2023年7月6日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。

(2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 組織再編行為による繰上償還

- ① 組織再編行為（本号④に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)第12項第(22)号に従って承継新株予約権（同号に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認若しくは決定の日（以下「承認日」という。）

までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑤に定義する。）の普通株式が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本のいずれかの金融商品取引所に上場されることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②及び③に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。
- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日（同日を含む。）から2023年7月5日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。本③、本項第(4)号②及び本項第(5)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日を行い、当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が発表されない日を含まない。
- ④ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に取り受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。
- ⑤ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。
- (イ)合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - (ニ)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社
 - (ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社
- ⑥当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (4) 上場廃止等による繰上償還
- ① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における

上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日(同日を含む。)から2023年7月5日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
 - ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(5)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 当社が本号に定める償還義務と本項第(3)号又は本項第(5)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(3)号又は本項第(5)号に従って償還されるものとする。
- (5) スクイーズアウトによる繰上償還
- ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。但し、当該効力発生日が当該公告の日から30日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は、償還日が当該効力発生日よりも前の日になることを確保するために必要な限度で繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト償還金額」という。)で繰上償還する。
 - ② スクイーズアウト償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該スクイーズアウト事由に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数

第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2023年6月22日(同日を含む。)から2023年7月5日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

- (6) 本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って行使できなくなることに伴ってその全部が消滅する。
- (7) 当社が本項第(3)号乃至第(5)号の規定のいずれかに基づく繰上償還の公告又は第12項第(6)号に基づく取得通知(同号に定義する。)を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の公告又は取得通知を行うことはできない(但し、当社普通株式が取得期日(同号に定義する。)において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)。また、当社が本項第(3)号若しくは本項第(5)号に基づき繰上償還の公告を行う義務が発生した場合又は本項第(4)号①(イ)乃至(ニ)に規定される事由が発生した場合には、以後第12項第(6)号に基づく取得通知を行うことはできない。
- (8) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(第21項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は第12項第(5)号に従って行使できなくなることに伴って消滅する。

12. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2020年10月6日から2023年7月4日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- ② 振替機関が必要であると認めた日。
- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第11項第(3)号乃至第(5)号に定めるところにより、2023年7月5日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- ⑤ 本項第(6)号に定めるところにより、当社が本新株予約権付社債を取得する場合には、取得期

日の14日前の日から取得期日までの期間。

- ⑥ 第17項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。

(6) 本新株予約権付社債の取得

当社は、2023年3月6日以降2023年4月6日まで、本新株予約権者に対して、取得期日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を取得する旨を公告（以下「取得通知」という。）することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。但し、取得通知の日以降取得期日までに債務不履行事由が生じた場合、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、当社は本社債について期限の利益を喪失する。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。

当社による本号に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から90日以上120日以内の日で、かつ2023年6月4日以降2023年7月5日までの日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる40連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）の95%を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる40連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該40連続取引日中に本項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。但し、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。）は、当初、1,566円とする。但し、転換価額は本号④に定めるところにより修正され、また本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。

④ 転換価額は、2023年1月6日（以下「修正日」という。）に、当該修正日に先立つ20連続取引日における株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の100%（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）に修正される。但し、修正日価額が当該修正日の直前に有効な転換価額（以下「上限転換価額」という。なお、当該金額は、当初の転換価額が本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されない限り、当初の転換価額となり、かかる調整がなされる場合には調整後の転換価額となる。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、1,119円（以下「下限転換価額」といい、本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。本④において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の売買

高加重平均価格が発表されない日を含まない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

既発行株式数+交付株式数

- (10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集（但し、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に報酬として当社普通株式を割り当てる場合を除く。）をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、当社若しくはその関係会社の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2020年6月19日開催の取締役会の決議に基づく第10回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を除く。）。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。
調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、

調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金5,000万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ① 「特別配当」とは、2023年7月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金5,000万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(10)号④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株

式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(10)号又は第(15)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (15) 当社は、本項第(10)号及び第(11)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (16) 本項第(7)号④に定めるところにより転換価額の修正を行うとき、又は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、修正後又は調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を公告する。但し、適用開始日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) ① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (21) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第11項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号④に準じた修正及び本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

⑦ 承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

⑧ 承継新株予約権の取得条項

承継会社等は、承継新株予約権を本項第(6)号と同様に取得することができる。

⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（但し、本新株予約権付社債と同時に発行する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を含む。）に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。

- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

15. 担保付社債への切替

- (1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第14項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第14項又は第15項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第14項は適用されない。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第14項又は第15項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第12項第(7)号④若しくは第(9)号乃至第(16)号、第15項第(2)号又は第18項に定める規定に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じたとき。

18. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 申込期間
2020年7月6日
21. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）
2020年7月6日
22. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
23. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
24. 財務代理人
本社債の財務代理人は株式会社みずほ銀行とする。
財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。
財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。
25. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
26. 募集方法
第三者割当の方法により、株式会社SBI証券に全額を割り当てる。
27. 申込取扱場所
株式会社フリークアウト・ホールディングス Administration Division
東京都港区六本木六丁目3番1号
28. 上場申請の有無
なし
29. その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長本田謙に一任する。
30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社フリークアウト・ホールディングス
第10回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社フリークアウト・ホールディングス第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金3,118,194円
3. 申込期日
2020年7月6日
4. 割当日及び払込期日
2020年7月6日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は971,400株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数
9,714個
8. 各本新株予約権の払込金額
金321円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,119円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が784円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、

発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合又は当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に報酬として当社普通株式を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社若しくは関係会社の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2020年6月19日開催の取締役会の決議に基づく第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を

行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2020年7月7日（当日を含む。）から2022年7月6日（当日を含む。）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2022年7月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 青山支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を321円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長本田謙に一任する。

以上